

第1条 契約の成立

別紙申込書のご提出、もしくは当社（進学匠房**Miraiz**・株式会社インテベスト）指定のWEB合宿お申込フォームへの入力と、受講料金の受領確認をもって、夏季特訓合宿(以下、合宿)受講契約が成立したものと致します。メール・電話では予約のみとし、正規の申込としては受け付けられません。

第2条 契約の期限

合宿受講料金の支払いは合宿出発前日までに完了するものとします。支払い期限日までに合宿受講予定者（以下、生徒という）の都合により、契約成立とならない場合、予約申込はキャンセル扱いとさせていただきますことがあります。

第3条 受講資格

下記に該当する方は受講申込を承ることができません。

- (1)書類・フォーム入力内容に不備のある方
- (2)合宿生活および集団行動に不適格とみなされた方
- (3)下記に該当する場合には、当社は何らの責任を負うことなく、申込および本契約の締結を解除いたします。解除に伴う不利益に関して当社は一切の責任を負いません。

- ①他の生徒や宿舎などに対し迷惑を及ぼすなど合宿の円滑な実施に支障を来たと当社が判断したとき
- ②暴力団など反社会勢力と関係すると当社が知りえたとき
- ③当社に対し、暴力的な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれに準ずる行為を行ったとき
- ④参加者に虚偽の申告または申告なしの参加があったとき

第4条 合宿参加前の取消料（キャンセル料）・変更料

契約成立後、生徒の都合により、契約の取消および変更を希望される場合は下記取消料をお支払いいただくことがあります。

- ①申込締め切り日まで…無料
- ②出発の8日前に当たる日まで…合宿料金の10%
- ③出発の7日前に当たる日から前日まで…合宿料金の50%
- ④出発当日以降…合宿料金の100%
- ⑤無連絡不参加…合宿料金の100%

(1)受講開始前の契約取消

取消は書面提出、メール送信及び当社営業時間内（平日及び土曜13：00～22：00）の電話にて承ります。既に合宿料金を支払い済みの場合は、所定のキャンセル料および振込手数料を差し引き、指定口座へ返金いたします。差し引き相当額が返金額を上回る場合や、保護者と一年以上連絡が取れない場合、返金できないことがあります。

(2)受講開始前の契約変更

変更は書面提出、メール送信及び当社営業時間内の電話にて承ります。お申し出時点で応じられる変更内容に限り、上記取消料と同様の規定に準じ承ります。支払方法の変更につきましても同様です。変更に伴い生じる交通手段や宿泊等の取消料等費用はお客様の負担となります。

第5条 合宿開始後の取消料（キャンセル料）・変更料

(1)受講開始後の契約取消

合宿開始後、生徒または保護者の都合で合宿受講を中断する場合、原則として費用の返金はできません。

(2)受講開始後の変更

受講開始後の変更は原則としてできません。但し、円滑な合宿を実施する上で必要と認められる場合には、一部変更が可能な場合もあります。変更に伴って追加で費用が発生した場合は、受講終了後に実費をお支払いいただきます。

(3)生徒が合宿中にケガ、病気、その他の理由により合宿の継続受講が困難と認められる場合、当社は病院での受診・加療など必要な措置を採るものとします。その上で受講継続が不可能と見られる場合、生徒保護者とは相談の上、当社は本契約の一部を解除することがあります。当該事項に当社の責任がない限り、解除に伴う帰宅費用等は保護者の負担となります。

(4)受講開始後にやむを得ぬ事情による変更または解約があり、返金の必要と認められる場合には返金額、返金方法、返金時期などを当社が精算し、合宿受講終了後14日以内にご連絡いたします。

第6条 途中帰宅

合宿の途中終了による帰宅者（傷病などによる受講中断・自己都合による途中帰宅・第7条による受講終了）への引率及び帰宅費用の支給は原則としてできません。ただし、保護者からの申し入れがあった場合は、合宿開催地より教室最寄り駅の範囲内で必要な引率及び費用の仮支給を行うことがあります。帰宅引率に伴う費用は合宿後に精算し、実費を請求させていただきます。

第7条 遵守事項

(1)合宿参加中は**Miraiz**合宿パンフレット・しおりに記載された諸注意および提携する宿泊施設・交通会社の規則等を遵守し、宿泊施設内外で他人に迷惑となる行為・危険行為・暴力行為・違法行為など公序良俗に反する行為（以下、迷惑行為という）を行ってはなりません。

(2)迷惑行為を行った、あるいは迷惑行為を行う恐れがある場合、また合宿および宿泊施設の規則に従わない場合は、合宿責任者の判断により強制的に当該生徒の合宿受講を終了させることがあります。その場合には本契約は解除され、費用の返金は一切行われません。

(3)合宿中、生徒はカリキュラム内容の習熟を目指すものとします。受講中に妨害行為や不正行為が認められた場合は、迷惑行為同様、強制的に合宿受講終了となり本契約も解除されます。その場合にも費用の返金は一切行われません。

第8条 免責事項

以下の事項に該当する形で生徒が損害を被った場合には、当社は、損害賠償やその他の補償等、一切の責任を負いません。

(1)地震・台風・水害・雪害等の天災地変、労働争議、官公庁命令、法令の制定・改廃、戦災、不可抗力、その他やむを得ない事由により生ずる合宿の変更もしくは中止。

(2)合宿期間中、指導監督者の指示・注意に従わず、生徒の故意または不注意により発生した事故および事故に関わる損害。

(3)不注意による盗難、宿泊施設やバス車両などへのいたずら、宿泊施設が提供する食事以外の飲食物による食中毒、急な発病等により被った損害。

(4)合宿中の事故による損害で、当社が加入する損害保険の補償範囲を超えるもの。

(5)その他、当社および宿泊施設の責によらずに生じた損害。

第9条 その他

(1)本企画は、当社と宿泊施設及び交通機関の提携によるものです。宿泊施設・交通機関にはそれぞれの約款が適用されます。

(2)宿泊施設等の瑕疵により合宿の実施が困難になる等の事由により、やむを得ず宿泊施設を変更させていただく場合があります。

(3)受講開始後の講習内容や合宿生活・宿泊施設に対する相談・苦情などは、速やかに担当者へ申し出るものとします。

